

令和5年度 第12回 直江津区地域協議会

次 第

日時：令和6年1月16日（火）**18:30 - 20:00**

会場：レインボーセンター 第三会議室

1 開 会 **18:30 - 18:32**

2 会長あいさつ **18:32 - 18:35**

3 議 題 **18:35 - 19:55**

【諮問事項】

・三の輪台いこいの広場の廃止について

・上越斎場の管理の在り方について

4 その他 **19:55 - 20:00**

・次回地域協議会（案）

2月6日（火）午後6時30分～ レインボーセンター 第三会議室

5 閉 会

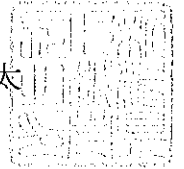


資料No. 1

上産政第 3 号
令和6年1月5日

直江津区地域協議会
会長 青山 恭造 様

上越市長 中川 幹太
(産業部産業政策課)



三の輪台いこいの広場の廃止について (諮問)

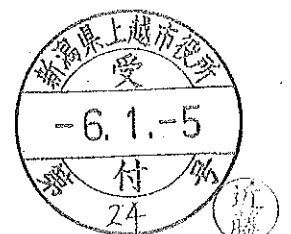
下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第61号 三の輪台いこいの広場の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

施設の利用実態がほぼ無く、近隣に類似施設があることを踏まえ、三の輪台いこいの広場を公の施設として廃止することに関し、直江津区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



北部まちづくりセンター

別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 市民が余暇を利用して、恵まれた自然環境の中で休養及び健康増進を図るための、野外活動施設として設置された。</p> <p>2 名称及び位置 三の輪台いこいの広場（大字五智国分 1609 番 4）</p> <p>3 施設 ① 多目的広場 ② その他附属施設</p> <p>4 利用時間 全日</p> <p>5 休場日 無休</p> <p>6 使用料 無料</p>	<p>1 廃止予定日 令和 6 年 4 月 1 日</p>

※ 施設の利用状況等については参考資料 1 のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料 2 のとおり

三の輪台いこいの広場について

1 概要

施設名称	三の輪台いこいの広場
所在地	上越市大字五智国分 1609 番 4
設置年度	昭和 60 年度
施設等	多目的広場、その他附属施設（トイレ 2 棟、東屋、炊事場） ※センターハウス、テニスコート等は平成 27 年に供用廃止
設置目的	市民が余暇を利用して、恵まれた自然環境の中で休養及び健康増進を図るため、市民野外活動施設を設置する。

2 利用状況

- ・ 休日は、一時的に 20 人程度の利用が見られる場合もあるが、平日の利用はほとんどなく、駐車場の利用が 2～3 台程度。

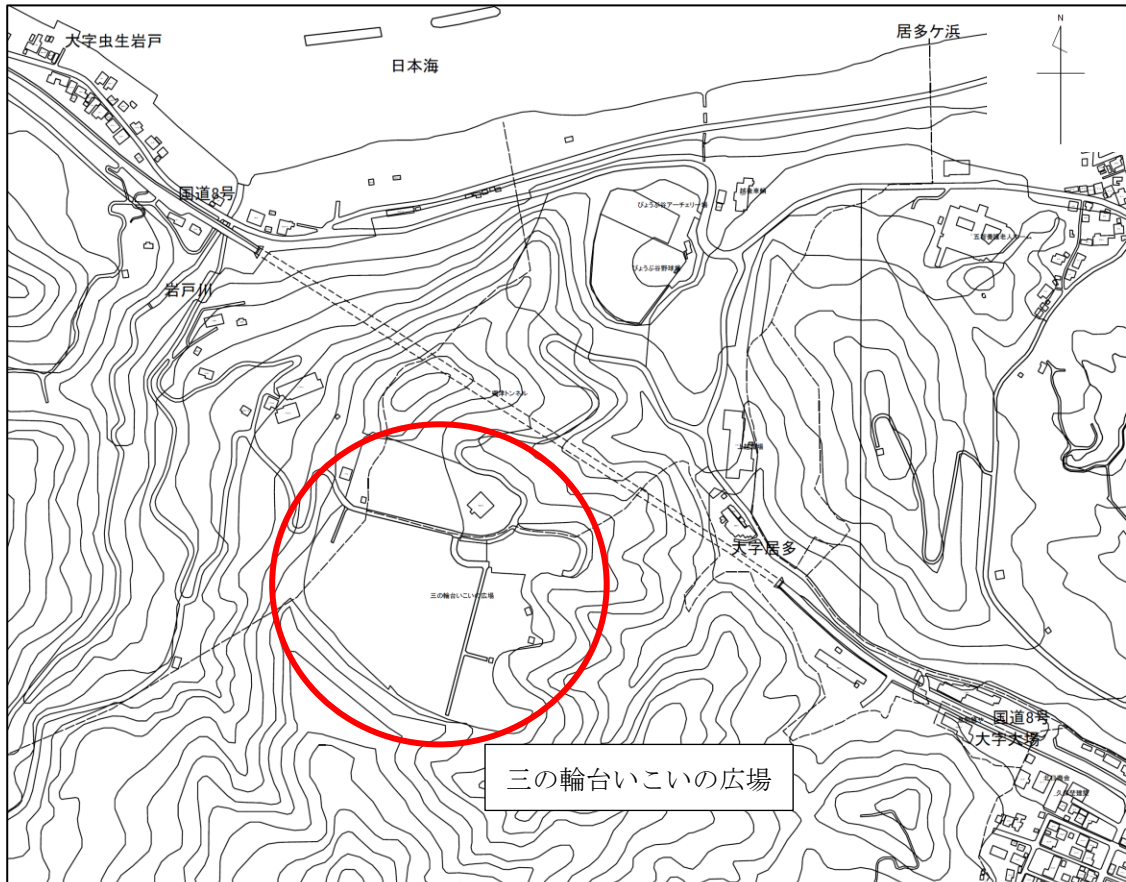
3 管理における市の収支状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
① 収入（千円）	0	15	0
② 支出（千円） 施設維持管理費	1,254	753	911
③ 公費投入額（②－①）	1,254	738	911

4 今後の予定と廃止後の取り扱い

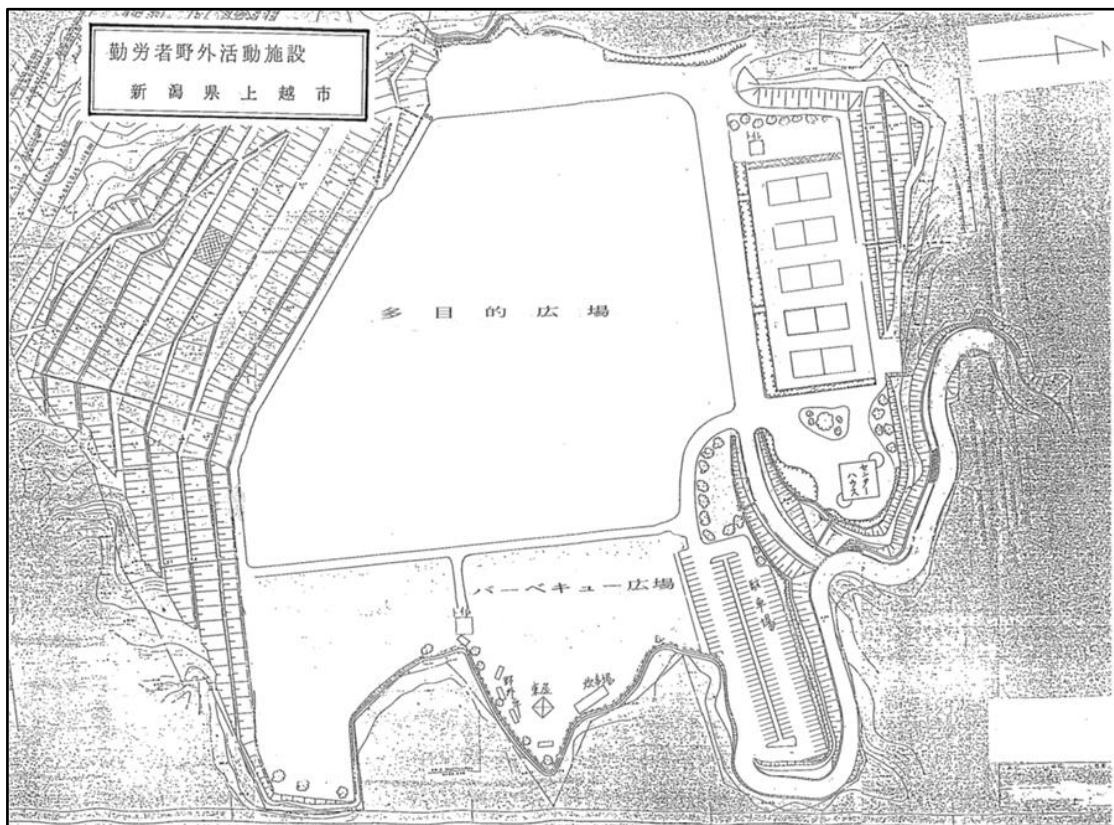
- ・ 令和 6 年 1 月 直江津区地域協議会へ諮問
- ・ 令和 6 年 3 月 市議会 3 月定例会に関係条例の廃止を提案
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日 施設の供用廃止
- ・ 廃止後は、プロポーザルを行う中で、民間事業者への賃貸や譲渡による跡地の有効活用を図っていく。

位置図



三の輪台いこいの広場

平面図



勤労者野外活動施設
新潟県上越市

多目的広場

バーベキュー広場

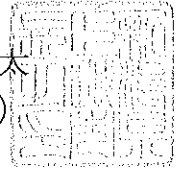


資料No. 2

上 福 第 4 号
令和 6 年 1 月 5 日

直江津区地域協議会
会 長 青 山 恭 造 様

上越市長 中 川 幹 太
(健康福祉部福祉課)



上越斎場の管理の在り方について (諮問)

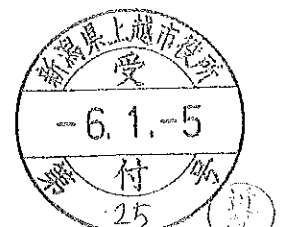
下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第62号 上越斎場の管理の在り方について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

令和6年1・2月から新たな上越斎場の供用を開始する見込みとなったことから、当該施設の管理の在り方を別紙のとおり変更することに関し、直江津区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



北部まちづくりセンター

別紙

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況					諮問内容				
1 使用時間					1 使用時間				
(1) 火葬炉 <u>午前9時30分から午後3時まで</u>					(1) 火葬炉 <u>午前10時から午後4時30分まで</u>				
(2) <u>祭場</u> <u>午前9時30分から午後6時まで</u>					(2) <u>その他の施設</u> <u>午前9時から午後5時まで</u>				
2 使用料					2 使用料				
区分		単位	住民	その他の者	区分		単位	住民等	その他の者
火葬炉	12歳以上	1体	10,000円	30,000円	火葬炉	12歳以上	1体につき	10,000円	30,000円
	12歳未満		6,000円	18,000円		12歳未満		6,000円	18,000円
	死胎等	1件	2,800円	8,400円	死胎及び 身体の一部 (臓器を 除く。)	1件につき	2,800円	8,400円	
	産汚物		1,400円	4,200円			産汚物及 び臓器	1,400円	4,200円
祭場		<u>3時間(1時間 を増すごとの 加算額)</u>	5,000円	15,000円	多目的室		1時間につき	1,700円	3,400円
			(1,600円)	(5,000円)					
霊安室		1棺につき24時間	2,000円	6,000円	霊安室		1棺につき24時間ごと	2,000円	6,000円
					・この表に定める「住民等」の区分の適用については、 <u>火葬される者又は申請者が住民等に該当する場合とする。</u>				